

お客様各位

大井 4 号宇徳ターミナル
業務部業務チーム

SOLAS 条約附属書第 6 章の改正に伴う コンテナ重量計測・申告の義務化に関して

日頃は大井 4 号宇徳ターミナルをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、既報のとおり、国際海事機関（IMO）第 94 回海上安全委員会にて採択された SOLAS 条約（海上人命安全条約）附属書第 6 章の改正に伴い、2016 年 7 月 1 日より、荷主に対して船積み前のコンテナ重量計測ならびに申告が義務付けられることとなりました。

これに伴いまして当ヤードでは 7 月 1 日以降に出港する本船に搭載となる輸出コンテナの搬入票は国土交通省のガイドラインに沿って記入して頂いたものと判断し船積み計画に使用します。

関係法令や本ガイドライン・マニュアル等に関しましては以下国土交通省のホームページをご覧ください。

国土交通省関連HP：http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn8_000008.html

つきましては搬入票にはコンテナ総重量や署名等の必要事項の記載漏れの無き様ご注意ください。

なお必要事項の不記載や記載事項に虚偽が認められた場合などはコンテナの受け取り及び船積みを拒否させていただきます。

以上